

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」 の変更に対する環境大臣の同意について

特定支障除去等事業実施計画（平成 16 年 1 月 21 日策定）の変更について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）の規定に基づき、本年 3 月 26 日に環境大臣の同意を得ました。

なお、国との変更協議により、実施計画書及び関係図表を次のとおり修正しました。

【 実 施 計 画 書 】

Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

4 汚染拡散防止対策

（2）長期的対策（平成 17 年度以降）（別添 1 対照表 P. 1）

廃棄物等の撤去後に行う汚染水の浄化手法について、開始から 3 年程度経過後に行うこととしている中間評価の手続きを追記しました。

（3）汚染拡散防止対策の終了（別添 1 対照表 P. 1）

汚染拡散防止対策を終了する際に、現場内地下水等が再び基準に適合しなくなるおそれがないとの判断に用いた調査結果を公表することを追記しました。

Ⅴ 不適正処分の再発防止策

5 再発防止策

（3）不法投棄防止対策（別添 1 対照表 P. 1～3）

「（3）不法投棄防止対策」は、実施計画の策定以降に県が行っている不法投棄の未然防止対策、監視対策等を具体的に追記しました。

（4）不法投棄等の現状（別添 1 対照表 P. 4～5）

県が行ってきた不法投棄防止対策の効果が分かるように、①において不法投棄件数及び投棄量、②において不適正処理件数及び不適正処理量の表及びグラフを追記しました。

【 関 係 図 表 】

図Ⅱ－14 地下水の分布、賦存量（別添 2）

平面図に、地質と地下水位等を測定するために削孔したボーリング地点を表示していましたが、実施計画書の本文に基づき、モニタリング地点（10か所）とそのうち 7か所で環境基準を超過している状況の表示に修正しました。

図Ⅲ－17 揚水井戸配置イメージ図（別添 2）

廃棄物等の撤去後、汚染された地下水を揚水するための揚水井の配置イメージ図を追加しました。

図Ⅲ－18 汚染水浄化期間考察（別添 2）

廃棄物等の撤去後における汚染水浄化期間の考察を追加しました。